遺産分割協議書

被相続人　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　年　　　月　　日死亡）

最後の住所

最後の本籍

登記簿上の住所

　　の遺産について、同人の相続人において、分割協議を

　　行った結果、各相続人が次のとおり遺産を分割し決定した。  
  
  
1.　　　　　　　　　　　　　　　（被相続人）が取得する財産  
  
　旭川市森林組合の被相続人名義の出資金

　以上のとおり、相続人全員による遺産分割協議が成立したので、これを

　証するため本書を作成し、署名捺印する。